２０１７年５月２２日

**募集特定寄附金募集についての募金目論見書【№17-１】**

20

公益社団法人日本バリュー･エンジニアリング協会

会　長　　近　藤　史　朗

**「 第６回ＶＥアジア大会 兼 第５０回ＶＥ全国大会 」開催支援**

１．募集総額 ： ２００万円

２．募集期間 ： ２０１７年５月１２日 ～ ２０１７年９月３０日

３．募集対象 ： 支援に賛同する法人及び団体並びに個人

（本会の会員であるか否かは問いません）

４．募集理由 ：

|  |
| --- |
| 「ＶＥアジア大会」は、ＳＡＶＥInternational（米国ＶＥ協会）の発案により、アジア各国の持ち回りで開催されており、これまでに日本、韓国、インド、香港で開催され、今年で第６回となる「ＶＥアジア大会」が日本で開催されることになりました。  Ｌ．Ｄ．マイルズ氏がＶＥを創始してから７０年という節目の年であり、第５０回となる「ＶＥ全国大会」との同時開催ということで、記念すべき大会となります。  大会実行委員会では、「ＫＡＫＵＳＨＩＮ～革新、核心、確信」をテーマに、エポックメイキングな大会となるように、鋭意企画に取り組んでおり、様々な情報発信をプログラムに盛り込む予定です。  また、日本国内はもとより海外各国からも多数の方々にご参加いただき、ＶＥを軸とした国際交流、連携の促進を積極的に図っていきたいと考えております。  同大会の開催にあたっては、翻訳及び通訳の体制を整えねばならず、例年のＶＥ全国大会よりも支出がかなり大きくなる見込みです。  本大会が、参加される国内外の方々にとって真に意義のある、そして魅力ある  国際大会となりますよう、本会の会員を中心に寄附を募り、資金面でのご支援を賜り  たく、特にお願い申し上げる次第です。 |

５．資金使途 ： 当該事業費（事業内管理費を含む）に充当させていただきます。

６．申込方法 ： 募集特定寄附金申込書に必要事項をご記入のうえ、郵便またはＦＡＸ、もしくは電子メールで本会の事務局にお送り願います。寄附金額は任意ですが、企業または団体の場合は１０～２５万円、個人の場合は１～５万円を目安とさせていただきます。

７．振 込 先 ： 次のいずれかの銀行口座とさせていただきます。

|  |
| --- |
| ① みずほ銀行　　　　　自由が丘支店 　　当座№１７９０９  ② 三井住友銀行　　　　自由が丘支店　　 当座№１２０２２２８  ③ 三菱東京ＵＦＪ銀行　自由が丘駅前支店 当座№９００１７７０ |

　　　　　　　 ※ いずれも口座名義は「公益社団法人日本バリュー･エンジニアリング協会」です。

　　　　　　　 ※ 振込手数料は、寄附者の方のご負担でお願いします。

８．氏名の公表 ： 寄附者の法人名又は団体、もしくは個人名は、本会のホームページなど

で公表させていただきます（匿名でも可能ですので、ご希望の場合は

お申し出をお願いします）。

９．寄附金控除 ：

⑴ 法人の場合

　① 法人税上の優遇措置（法人税法施行令第77条第１項第３号）

　　　 法人からの寄附金等については、一般寄附金の損金算入限度額とは別枠で、これ

と同額の範囲内で損益算入をすることができます。寄附した日を含む事業年度の

決算の際に、本会が発行した「領収証明書」を添付の上、申告を行ってください。

⑵ 個人の場合

　　① 所得税上の優遇措置（所得税法施行令第217条第１項第３号）

　　　　 寄附者の年間所得の40％を限度として、確定申告の際、前年１年間分（１月１日

～12月31日）の寄附金の合計金額から２千円を差し引いた金額が、寄附金控除の

対象となり、寄附者の年間所得から控除することができます（通常、確定申告の

時期は毎年２月16日～３月15日です）。なお寄附金控除を受けるためには、所轄

税務署で確定申告を行ってください。その際には、本会が発行した「領収証明書」

の添付が必要となります。また、勤務先などで行う年末調整等では控除の適用は

受けられません。

　　② 個人住民税上の優遇措置（各都道府県・市区町村が定めた条例による）

　　　　 各都道府県・市区町村がそれぞれ定めた条例により、寄附を行った翌年度の個人

住民税においても、寄附金控除の対象となる場合があります。寄附者の住所地の

自治体へお問合せください（例えば東京都民税では寄附金控除の対象となります）。

以上

|  |
| --- |
| 【お問い合わせ先】  **公益社団法人日本バリュー･エンジニアリング協会　事務局**  ＴＥＬ．０３－５４３０－４４８８ ／ ＦＡＸ．０３－５４３０－４４３１  E－mail：[info@sjve.org](mailto:info@sjve.org) |